

平成24年(行ウ)第211号 保有個人情報開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

被 告 国(処分行政庁 大阪法務局長)

第 2 準 備 書 面

平成24年11月12日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

第 1 被告第2準備書面に対する反論

1 本件対象情報の開示が個人の権利利益を侵害するものではないこと

(1) 個人情報開示制度による開示は個別的開示であること

被告は「条解行政情報関連三法」589ないし591ページの記述を根拠に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以降、単に「法」という)は当該保有個人情報法14条各号の不開示情報に該当する場合は、行政機関の長は当該情報について開示することを禁じられており、これは開示請求の対象となる保有個人情報の内容を開示請求者本人が知っていたとしても左右されないとする(被告第2準備書面第1の1)。しかし、同書のうち被告が示した箇所には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(行政機関情報公開法)第5条1号と法14条2号の共通性が説明されているのみで、保有個人情報の内容を開示請求者本人が知っていた場合の判断については言及されていない。

一方で同書の596ページには行政機関情報公開法第5条1号と法14条2号の違いが説明されている。同書によれば、行政機関情報公開法は利益侵害情報について「公にすることにより」個人の権利利益を害するおそれがあるものと定義している一方で、法は「開示することにより」という表現を用いている。「公にすることにより」という場合は何人にも知り得る状態にすることを意味する一方で、「開示する」は本人に限って情報を開

示することを意味する点で決定的な違いがある。

行政機関情報公開法による公開であれば、被告の言うとおり原告が本件対象情報の内容を知っているか否かは無関係であるが、本件の場合には行政機関個人情報保護法による開示であるため、原告が本件対象情報の内容を知っているか否かは判断の基準の1つとなる。特に本件対象情報は原告が主観的な事実として知っているというだけでなく、その情報の性質上客観的に見ても原告が知り得ていて当然の情報である。

情報公開・個人情報保護審査会は本件対象情報を開示すべきと判断した過程において、本件対象情報が「既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁等が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであること」を理由としており（甲11号証9ページ）、同審査会は被告がというような法解釈は採用していない。

(2) 同和地区と特定された地域は個人情報ではないこと

被告は「同和地区と特定された地域に現に居住する者及び同地域の出身者とされる者等は、いずれも上記の「個人」にほかならない」（被告第2準備書面第1の2(2)ア)とするが、被告が引用する「行政機関等個人情報保護法の解説」が例示するどの情報にも当てはまらない。

例えば、個人の属性、人格や私生活、知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、生活、身分関係は本件情報と無関係であることは明らかである。また、原告は電話帳等と組み合わせることで同和地区の住民を特定できることを示したが、氏名、住所、本籍、家族関係は他の情報から単独で得られるものであり、本件情報と結びつけることは必要としない。

本件情報と結びつけることで分かるのは、誰が同和地区の住民かということである。そして、この同和地区というのは、2001年度末をもって廃止された同和対策事業関連の特別措置法による事業対象区域とされ

ていた地域のことである。既に法が失効しているため、同和地区の住民であることをもって、何らかの身分関係に属することはない。

また、行政がある政策のために地域を設定するということは同和行政に限らず、例えば住宅地区改良法に基づく改良地区があるし、都市計画法による市街化調整区域等がある。他の情報と組み合わせれば、その地域に含まれる住民が判別できるが、これらを「個人情報」であるということはない。また、例えば公営住宅の場所が分かれば電話帳などから、誰がその公営住宅の住民か分かるが、だからと言って公営住宅の情報が「個人情報」であるとは言わない。

それらと全く同じ条件である同和地区に限って、なぜ特別に「個人情報」と言うことができるのか、被告は説明できていない。地域名までも個人情報ということは、個人情報の概念をあまりに広げ過ぎである。

(3) 同和地区に住んでいることが分かっても権利利益は侵害されないこと

被告第2準備書面第1の2(2)イに示されている同和問題に対する差別待遇というのは、原告がやったように既に公になっていた同和地区の場所を示しただけというような差別と言えないような事案が含まれていると考えられ、しかも全国を合わせて150件ないしは137件という、取るに足らない数である。その上、本件対象情報が関係する大阪市の実態を反映したものではない。

大阪市においては甲3の1号証から分かる通り、同和事業団体が自ら同和地区の場所を明らかにしてきた経緯がある。

それだけではなく、昨年10月には週刊新潮による「「同和」「暴力団」の渦に吞まれた独裁者「橋下知事」出生の秘密」という記事等の報道により当時の橋下徹大阪府知事の父親が同和地区（八尾市安中地区）出身であることが暴露され、橋下氏本人も大阪市内の同和地区に住んでいたことを明らかにしているが、橋下氏は同年11月の大阪市長選挙で難なく当選している（公知の事実）。

被告の主張は30年以上も前の「部落地名総鑑事件」当時の政府見解を単に踏襲しただけのものであり、大阪市における過去の同和対策事業の経緯と、同和地区出身を暴露された人物が市長に当選するというような、部落差別が消え去りつつある現況を考慮していない机上の空論である。

それにも関わらず、同和地区の場所全般が「住民の権利、利益を侵害しかねない情報」と被告が主張するのであれば、それは同和地区の実情とは違う偏見を広めることに他ならない。大阪市の同和地区の場所を示した本件対象情報が事実として公になっている上で、被告の主張は「それらの地域に住んでいることが分かったと権利、利益を侵害される」という誤った情報を更に付加するだけであり、それを司法の場で追認することは、行政のみならず司法の権威をも貶めることである。

(4) 原告がブログに掲載した本件対象情報は不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的ではないこと

被告は全く同じ情報について、国立国会図書館所蔵の文献は不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的でもなければ、公然摘示する行為でもない一方で、原告がブログに掲載した情報は不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的でもって公然摘示されたものと主張する（被告第2準備書面第1の2（3）ア）。しかし、被告はその違いが生ずる理由を説明していない。

出版物とインターネットという媒体の違いや、図書館と個人という主体の違いでは当然これを説明することはできない。

原告の目的の1つは、甲1の1にあるように「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」がいわゆる「ザル法」であることを説明するためである。同条例は、事業者が同和地区の一覧を客に示すことを禁ずるものであるが、図書館等で公にされている情報について民間人に守秘義務を課すということは明らかに矛盾しており、同条例は「ザル

法」と呼ぶに値することは事実であって、原告はそのことを示すために本件対象情報を用いた。ある法令について批判を加えることは憲法21条が保障する言論、表現の自由として認められることであって、それが被告の政策と相容れないからといって「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」であるとして排除しようとするのは、違憲であり、許されないことである。

甲1の2を掲載した目的も、結局は前述の論を補完するものであるし、また過去に同和地区指定された地域が同和地区としての扱いを受けなくなった経緯を示すことである。そして、同和地区がいつまでも差別される地域でないことを証明する資料である。これらの歴史的事実を調査して発表することはまさに憲法23条が保障する学問の自由であり、それを「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」であるとして排除しようとするのも、違憲であり、許されないことである。

2 本件対象情報は法令および慣習により公開されているものであること

被告は「国立国会図書館所蔵の文献を閲覧することが「法令の規定」によるものではない」（被告第2準備書面第1の2（3）イ）とするが、これは誤りである。国立国会図書館法第2条および第21条各号は日本国民に対し可能な限りの図書館奉仕を行うことを定めており、それには閲覧や複写も含まれている。これは個別的なものではなく、一般公衆に対して提供されているものである。

また、出版物として公表された内容を誰もが知り得ることは当然の慣習であるだけでなく、憲法21条により保障されていることである。そのため、出版物内容が知られることがないように行政が排除することは許されないことである。

これらの点に関しても、情報公開・個人情報保護審査会は「特定地区に係る情報等については、特定図書館において誰でも閲覧できることとされていることから」（甲11号証9ページ）と述べており、本件対象情報を開示すべき理

由の1つとしている。

また、個人情報開示制度の上では例えば本人の家族の名前や職業といった、社会通念上本人が知り得る情報も慣習により開示される情報と解され（「条解行政情報関連三法」598ページ）、ブログに掲載した情報について言えば、ブログの管理者が投稿した情報をブログの管理者本人が知り得るということも社会通念上当然のことであり、本人が慣習により知り得る情報と言える。

3 本件対象情報の開示が処分庁の事務事業に支障を生ずるものでないこと

(1) 処分庁に対する不信や非協力の原因は調査手法が明らかになるためではないこと

被告は原告が本件対象情報を取得することにより新たに調査手法を知ることはないとはいえない（被告第2準備書面第1の3（1））とするが、その理由は説明されておらず、意味不明である。

また、人権侵犯事件の調査手続きに対する不信や非協力といった事態を招くとするが、そもそも公の出版物の内容を示しながら大阪府の条例について批評した原告の言論を、排除しようとした処分庁の行為が違法なものである。その後、原告が本件対象情報を開示請求したことに対して違法な処分を行ったために処分庁が引っ込みがつかなくなり、さらに情報公開・個人情報保護審査会の答申を無視したことから、本件訴訟という事態を招いた。処分庁が違法に違法を重ねた事実が明らかになることが不信や非協力を招く原因となり得るのであって、調査方法云々は全く関係のないことである。

(2) 処分庁の事務事業自体が違法に運用されていることについて

被告は被告第2準備書面第1の3（2）において差別助長行為の要件を示しているが、同和地区の住民であることは列挙された属性のいずれにも当てはまっていないし、出版物においても同様の効果をもたらすのに「インターネット上」においてだけ問題にするのは著しく不平等で不合理である。そもそも、前述のとおり原告は本件対象情報を差別的取

扱いを助長・誘発する目的で掲載していない。

また、被告は同和地区の場所の情報は行政が排除すべき情報であるという趣旨の説明をしているが、同和地区の場所の情報は、同和問題に関する歴史研究、同和事業の検証のためには欠かすことのできない情報であり、行政が排除することは憲法 21 条、23 条の各号に反する行為である。

そもそも、同和対策事業を行う過程で作られた、同和地区の場所を示す行政文書・出版物が既に相当数流通しており、これらの情報は国内においても国外においても適法に流通しているものであるから、排除することは不可能である。

また、常識的に考えれば分かる通り、同和地区といっても様々な地域があり、一律に「そこに住んでいると分かる」と不利益を受ける」と言うことはできないし、未来永劫「そこに住んでいると分かる」と不利益を受ける」という見解を「行政の継続性」の名目のもとに引き継ぎ続けることが、同和問題の解決という目的に反することは明らかである。

(3) 本件対象情報の開示と拡散は無関係であることについて

被告は被告第 2 準備書面第 1 の 3 (3)、本件対象情報が開示されれば、原告がインターネットを通じて、これを拡散させる蓋然性は極めて高いとする。しかし、原告は当初から本件対象情報をインターネットに限らず出版物にも掲載し、国立国会図書館に納本し、書店を通じて販売し、各地の自治体の図書館にも所蔵され、大いに拡散させているところである。

これは原告が独自に収集した情報をもとに、原告の信念に基づいて行なっていることで、本件対象情報の開示とは無関係である。

第 2 結語

以上のとおり本件処分は違法であり、本件対象情報は開示されなければならないものである。